

今年第33期議員、役員選挙・選任です

舞鶴商工会議所の現在の体制は第32期で、平成28年11月から任期が始まり、本年10月末までになっています。任期満了にともなって、第33期の議員および役員選挙・選任について、間もなく手続きを開始します。

発揮するうえで重要な役割を有するとともに、議員総会を強化する性格があります。

商工会議所の議員 — 地域経済の代表 —

商工会議所の議員は、会員の代表であり、組織の最高意思決定機関である「議員総会」の構成員として、事業の推進等に参画します。そして、地域で唯一の総合経済団体の一員として、産業の振興や地域社会の発展にも寄与する地域経済界の代表としての役割があります。

また、議員には1号、2号、3号の区分があり、選任方法は商工会議所法で定められ、それぞれ異なりますが、議員の権利・義務に差異はありません。

さらに、舞鶴商工会議所の議員の定数は80人（1号議員42人、2号議員28人、3号議員10人）で、任期は3年です。

1号議員（定数42人）

1号議員は、会員や会員以外の特定商工業者が、投票によって会員の中から選挙した議員で、定数は42人です。また、立候補者が定数を超えたときには投票を行います。なお、定数に満たない場合には、立候補者が当選人となります。

2号議員（定数28人）

2号議員は、会員が営んでいる事業ごとに所属する部会があり、その部会員の中から選任した議員で、定数は28人です。各業界・業態を代表する性格があり、1号議員だけでは、一部の業種や業態に偏ることを補うために設置されています。

部会ごとの議員割当数は、各部会の会員数と会費口数から決まります。

3号議員（定数10人）

3号議員は、会頭が、常議員会の意見を聞いて会員の中から10人を選任するもので、商工会議所の機能を

会員の権利

— 会員全てに被選挙権 —

被選挙権

会員は、全ての議員が被選挙権を有しています。ただし、会員ではない「特定商工業者」には被選挙権はありません。

選挙権

会員は、負担している会費口数に応じた個数について、1号議員としての選挙権を有しています。ただし、50個を限度とします。一方、特定商工業者の1号議員の選挙権は1個です。

なお、選挙人名簿縦覧期間最終日までに、会費や特定商工業者負担金を完納しない会員には被選挙権・選挙権がありません。

役員を選任

— “臨時議員総会” で選任 —

会頭（1人）をはじめ、副会頭（3人）や専務理事（1人）、常議員（25人）、監事（3人）は、新しく決まった議員が臨時議員総会で選任します。

役員・議員の任期

— 3年間 —

議員の任期は、今年の11月1日から令和4年10月31日までの3年間になります。

なお、選挙関係の詳細は、随時お知らせします。

第33期 議員・役員選挙の主な日程（予定）

期 日	内 容
8月下旬	選挙人名簿縦覧告示
9月上旬	選挙人名簿縦覧期間
9月上旬	選挙人名簿確定
9月中旬	3号議員の選任
9月中旬以降	2号議員の選任
～10月下旬	1号議員の選挙

○問い合わせ 舞鶴商工会議所（Tel 62-4600）